

札幌圏都市計画区域（札幌市・小樽市・江別市・北広島市・石狩市） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、札幌圏都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成 32 年の姿として策定する。

（2）範 囲

本区域の範囲と規模は、札幌市、小樽市の一部、江別市、北広島市及び石狩市の 5 市にわたり、その面積は次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	面 積
都市計画区域の範囲	札 幌 市	行政区域の一部	約 56,795 ha
	小 樽 市	行政区域の一部	約 915 ha
	江 別 市	行政区域の一部	約 18,757 ha
	北 広 島 市	行政区域の一部	約 11,854 ha
	石 狩 市	行政区域の一部	約 9,448 ha
	合 計		約 97,769 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道都札幌市を中心として各市が都市機能の有機的な連携と分担を図ることにより、区域全体の均衡を保ちながら持続的に発展していくことを目指し、以下の各市の目標を踏まえつつ、持続可能なコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

（1）札幌市

札幌市は、本区域の中心部に位置し、北海道や我が国の発展の先導的役割を担うとともに、より豊かな市民生活を創造するため、昭和 46 年以来、「北方圏の拠点都市」、「新しい時代に対応した生活都市」の二つの都市像を掲げてきた。今後もこれらを継承するとともに、「市民一人ひとりの暮らしの充実とそれを支えるまちづくり」、「環境と調和した活力と創造性に富んだまちづくり」の二つを基本的な方向として、まちづくりを推進する。

特に、都心については、都市生活の豊かさを幅広く支える拠点として、様々な都市機能の集積により、道都札幌にふさわしく、市民や観光客にとって魅力的なまちづくりを推進する。

（2）小樽市

小樽市は、本区域の北西部に位置し、石狩湾新港とその後背地に物資流通基地、都市型工業基地などを建設し、本道経済の発展に寄与すべく、「道央の拠点都市」を目指し、「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」を将来都市像として、まちづくりを推進する。

（3）江別市

江別市は、本区域の北東部に位置し、文化、教育、商業、工業などの都市機能や広域交通機能が集積し、恵まれた自然環境との調和を図りながら、総合居住環境としての快適な都市の形成に努めてきた。今後も、「人が輝く共生のまち」～原始林と石狩川にいだかれたふれあいのまち～という都市像の実現を目指し、「創造・うるおい・安全」

のまちを都市目標としてまちづくりを推進する。

(4) 北広島市

北広島市は、本区域の南東部に位置し、交通の要衝で利便性が高く、また適度な丘陵地で豊かな緑に恵まれており、住宅地のみならず生産・流通業等も着実に立地してきている。今後も「自然と創造の調和した豊かな都市」を基本理念とし、「安全で安心できるまち」、「環境と共生する快適なまち」、「いきいきとした交流と連携のまち」、「豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち」、「高い都市機能をもち、活力にあふれるまち」、「力強い産業活動が展開されるまち」を基本目標としてまちづくりを推進する。

(5) 石狩市

石狩市は、本区域の北部に位置し、「第3期北海道総合開発計画」により流通港湾建設と後背地の流通・工業基地開発が位置づけられて以来、道央圏における高度な生活都市及び港湾・流通・工業機能を有する産業都市として発展してきている。今後も「あい風と人間が輝く活力のまち・石狩」の実現に向け、「安全・安心・快適なまち」、「健康でしあわせに暮らすまち」、「元気で活力あるまち」、「豊かな自然を守り育て活かすまち」、「心豊かに学びいきいきと活動するまち」の5つをテーマに掲げ、まちづくりを推進する。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無

都市計画法第7条第1項第2号及び同法施行令第3条の規定に基づき、本区域に区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

年次		平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
区分			
	都市計画区域内人口	2,122 千人	おおむね 2,138 千人
	市街化区域内人口	2,087 千人	おおむね 2,109 千人

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

年次		平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
区分			
生産規模	工業出荷額	8,590 億円	9,291 億円
	卸小売販売額	100,790 億円	97,518 億円
就業構造	第1次産業	7.4 千人 (0.8%)	6.7 千人 (0.7%)
	第2次産業	157.5 千人 (17.1%)	165.6 千人 (17.3%)
	第3次産業	755.2 千人 (82.1%)	785.9 千人 (82.0%)

(注) 生産規模の推計値は平成17年価格を基準とする。

(3) 市街化区域の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、おおむね平成17年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成 32 年
市街化区域面積	おおむね 32,889 ha

(注) 市街化区域面積は、平成 32 年時点における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域においては、これまでも道路や鉄道等をはじめとする各種の都市基盤の配置と整備状況等を踏まえつつ、住居、商業、工業等の用途の適切な配分に留意して市街地整備を進め、都市機能の維持増進を支えてきた。

今後は、既存の市街地におけるきめ細かな更新の積み重ねを通じて本区域の魅力と活力を一層高めていくことが求められるが、その上では、個々の取り組みにおいて、都市構造の秩序の維持と地域の環境との調和に配慮しながら機能の複合・集積を図り、市街地環境の質を向上させる視点も不可欠となっている。

以上を踏まえ、本区域における土地利用の基本枠組を以下のとおり定め、各機能の秩序ある配置を誘導する。

(1) 主要用途の配置の方針

① 住宅市街地

住宅市街地は、地区の特性に応じて以下の区分により位置付け、秩序ある住宅市街地の形成を図る。

a 高度利用住宅地

高度利用住宅地においては、利便性が高く多様な都市サービス機能を享受できるよう、集合型の居住機能と居住者の利便を支える機能が複合化した住宅市街地の形成を目指す。

● 高度利用住宅地

札幌市	都市高速鉄道沿線、都心周辺部、並びに広域交流拠点及び地域中心核とそれらの周辺（安定的な低層住宅地や、都市基盤施設の整備状況、地形上の制約などから土地の高度利用に適さない区域を除く）
-----	--

b 一般住宅地

一般住宅地においては、戸建住宅から集合住宅までの多様な居住機能と居住者の利便を支える機能が、地域特性に応じて相互の調和を保って立地する住宅市街地の形成を目指す。

● 一般住宅地

札幌市	都心からほぼ 6 km 以内の区域のうち、高度利用住宅地を除く区域
江別市	J R 野幌駅周辺から J R 江別駅周辺を結ぶ国道 12 号及び J R 函館本線を軸とした区域、文京台の一部
北広島市	J R 北広島駅周辺
石狩市	石狩市役所を中心とする区域

c 郊外住宅地

郊外住宅地においては低層住宅の住環境の保護を図ることを基本に、戸建住宅を主体としながら地域の住環境と調和する集合住宅や生活利便施設が必要に応じ立地する住宅市街地の形成を目指す。

● 郊外住宅地

札幌市	都心からほぼ6 km 以遠の区域のうち、高度利用住宅地を除く区域
江別市	一般住宅地以外の区域
北広島市	一般住宅地以外の区域
石狩市	一般住宅地以外の区域

② 拠点

本区域の都市構造は、都心を最も中心的な拠点としながら、様々な拠点が適切に分布する多中心核型へと誘導することにより区域全体の均衡ある発展を図ることとし、各種機能の集積状況、交通結節性、地理的位置関係などを踏まえて以下の拠点を位置付ける。

a 都心

都心は、多中心核都市構造を構成する最も中心的な拠点として、中枢管理機能、商業機能、娯楽機能、芸術文化機能、高度情報機能、集客交流機能など多様な機能の高度な集積を図るとともに、都心の魅力を身近に享受する生活を支える居住機能のあり方について検討を進める。

また、地区の個性や歴史的資源をいかした良好な都市景観の形成、建築物の壁面や屋上も含めたきめ細かな緑化、通行や休憩のほかイベントでの活用も視野に入れたオープンスペースや屋内広場の確保などにより、より魅力ある都心空間の創出を目指す。

さらに、雪の冷熱エネルギーの利用等による環境負荷の低い地域熱供給システムの導入と、それを活用した都市開発事業の促進等について検討を進める。

なお、札幌市においては、中心市街地の活性化に関する法律に基づく札幌市中心市街地活性化基本計画の策定後、この計画に基づき都心の再整備を行う。

● 都心

札幌市	J R 札幌駅北口の一帯、大通東と豊平川が接する付近、中島公園、大通公園の西端付近を頂点として結ぶ区域
-----	---

b 高次都市機能拠点

高次都市機能拠点は、国際的・広域的な影響を持って本区域の魅力と活力の向上を先導する機能で、都心を補完するものや、都心への立地が必ずしもなじまないものが特徴的に集積する拠点として以下を位置付け、それぞれ期待される機能が十分発揮されるよう、その育成・整備に努める。

● 高次都市機能拠点

札幌市	札幌ドーム周辺	札幌ドームと相乗効果の発揮できる機能を集積することにより、スポーツ文化や集客交流産業の振興に関わる拠点としての形成を促進する。
	札幌テクノパーク	札幌エレクトロニクスセンターを核とし、情報関連産業に関わる企業間の連携・協働による新たな事業の創出を促進する。
	大谷地流通業務団地	団地機能の高度化により物流の効率化を進め、交通混雑の緩和、環境への負荷や物流コストの低減に資する拠点としての役割の向上を図る。
	東札幌	コンベンションセンターや産業振興施設、商業業務施設などの集積により、集客交流産業の振興と活力ある企業や人材の育成を先導する拠点としての整備を進める。

	苗穂	豊平川の水辺環境や都心との近接性、交通利便性の高さ、地域の産業資源などを活用しながら、居住機能の充実、集客交流産業の育成、オープンスペースの創出、歩行者ネットワークの強化などを段階的に進め、産業文化・交流地区の形成を目指す。
札幌市	北海道大学周辺	新しい産業の振興の源泉となる技術の研究開発、活力ある企業や人材の育成などに向けて、産・学・官が協働して取り組むための中心的な拠点としての形成を促進する。
	芸術の森周辺	芸術、文化や産業の振興、産・学・官連携による研究開発機能強化などを図る。
	定山溪	ゆたかな自然環境を生かし、スポーツ・レクリエーション活動のための拠点として、また、集客交流産業の振興の一翼を担う宿泊・滞在拠点として、その機能強化を図る。
小樽市 石狩市	石狩湾新港 地域	流通港湾と一体となった道央圏の生産・流通拠点として、その機能強化を図る。

c 広域交流拠点

広域交流拠点は、周辺地域はもとより隣接都市をも後背圏に持ち、多くの人々の日常生活を支える機能が集積する拠点として以下を位置付け、後背圏に応じた生活関連機能や人の交流を促す機能の集積を図るとともに、居住機能との複合化について検討を進める。

● 広域交流拠点

札幌市	厚別副都心、麻生・新琴似、手稲
-----	-----------------

d 地域中心核並びに江別市、北広島市及び石狩市の中心市街地

札幌市において、区やそれに準じた地域の日常生活を支える拠点として以下の地域中心核を位置付け、地域特性に応じて、多様な商業業務機能、行政機能などの各種都市サービス機能の集積を図るとともに、居住機能との複合化について検討を進める。

また、江別市、北広島市及び石狩市の各市の中心市街地を以下のとおり位置付け、各市の特性に応じて、行政管理機能、文化交流機能、商業業務機能、居住機能等の集積を誘導し、各市の顔としての形成を図る。

● 地域中心核並びに江別市、北広島市及び石狩市の中心市街地

札幌市	北 24 条、篠路、光星、栄町、白石、大谷地、平岸、月寒、 地域中心核 清田、澄川、真駒内、琴似、宮の沢
-----	---

江別市	J R 野幌駅周辺
中心市街地	

北広島市	J R 北広島駅周辺から北広島市役所までの一体の地区
中心市街地	

石狩市	石狩市役所周辺
中心市街地	

e 江別市、北広島市及び石狩市の地区核

都市高速鉄道や幹線道路等の整備状況、住宅市街地内の生活関連機能の立地状況を踏まえ、地区住民の生活利便を支える機能等の集積を図る地区核を、江別市の J R 江別駅周辺及び J R 大麻駅周辺、北広島市の西の里、大曲及び輪厚、石狩

市の花川、本町及び八幡の各地区に配置する。

f その他

以上の拠点のほか、地下鉄駅及びJR駅の周辺においては、交通結節性や基盤整備状況等の地区特性に応じて生活関連機能等の立地に対応する。

また、生活関連機能等が特徴的に連たんし、周辺地域への利便機能が提供される動向に対しては、幹線道路沿道等において、地区特性に応じて適切に対応する。

なお、これまで市街地開発事業等の実施にあたり計画的に配置が位置付けられてきた利便施設用地においては、今後とも土地利用需要の動向を踏まえつつ必要な機能の立地に対応する。

③ 工業地・流通業務地

工業地・流通業務地は、インターチェンジ周辺や主要幹線道路の沿道、鉄道駅近傍など交通の要衝において集約的に配置することにより、業務の利便を増進するとともに、公害防止や十分な緑地の確保等を通じて周辺市街地との調和を保つことを基本とし、以下を位置付ける。このうち、大谷地、桑園及び石狩湾新港地域には、都市物流の効率化・高度化を支える大規模な流通基地を配置する。

なお、今後、産業構造の変化や立地企業の合理化・近代化に伴う土地利用需要の変化も見込まれることから、工業・流通機能を支える他の都市機能との複合的な土地利用を誘導するなど、これら動向変化への適切な対応を検討する。

● 工業地・流通業務地

札幌市	丘珠、東苗穂、東雁来、米里、厚別、下野幌、新川、発寒、手稲、大谷地、桑園、真栄地区
江別市	工栄町、角山地区、西野幌地区
北広島市	共栄・北の里、大曲、輪厚地区
石狩市	石狩湾新港地域
小樽市	石狩湾新港地域

④ 幹線道路等の沿道

幹線道路等の沿道においては、道路機能に対応した土地利用を図ることを基本に、地形等の土地利用条件や土地利用需要の見通し、沿道への機能集積の状況、後背地の土地利用状況等に応じ、商業業務機能や軽工業・流通業務機能、集合型の居住機能等の立地に対応する。

なお、沿道土地利用の範囲は、一般的な街区規模と対応したものとすることを基本に、地形地物や土地利用状況などを踏まえて適切に定め、都市構造の秩序の維持と周辺市街地環境との調和を図る。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

① 住宅市街地

高度利用住宅地、一般住宅地及び郊外住宅地については、それぞれ、住宅地としての高密度、中密度及び低密度の利用を基本とする。

② 拠点

都心、広域交流拠点、地域中心核並びに江別市、北広島市及び石狩市の中心市街地については、各拠点の特性に応じて多様な機能が集積する高密度の利用を基本とする。

高次都市機能拠点については、それぞれ期待される機能が十分発揮されるよう、土地利用状況を踏まえた適切な密度の利用を図る。

地区核については、中密度の利用を基本とし、機能集積の状況等から必要な場合

は、周辺との調和に配慮しながら高密度の利用を図る。

その他、地下鉄駅周辺については、地区の特性に応じた機能の集積が可能となるよう高密度の利用を基本とする。また、JR駅周辺については、交通結節性や駅前広場の整備状況、周辺住環境の状況等に応じて中密度から高密度までの利用を図る。

③ 工業地・流通業務地

工業地・流通業務地については、中密度の利用を基本に、地区特性に応じた密度の利用を図る。

④ 幹線道路等の沿道

幹線道路等の沿道については、中密度の利用を基本に、高度利用住宅地や高密度の利用を図る拠点内の道路沿道においては、地区の特性に応じた高密度の利用を図る。

(3) 市街地における住宅建設の方針

ライフスタイルの多様化や、高齢化の進展等を背景とした住要求の変化に適切に対応するとともに、地域の住環境の維持増進を図るため、既存の都市基盤を有効に活用しながら多様な住宅地の形成を支えることを基本とする。

特に、高度利用住宅地や拠点において、利便性の高い住まい方が可能な居住機能の導入を進める。その際、高齢者に配慮した住宅の導入、地区特性に応じたオープンスペースの確保、他機能との立体的な複合化など、質の高い住宅地の形成を誘導する。

(4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

高度利用住宅地及び高度利用を図る拠点においては、個別の都市開発の誘導・調整を通じて地区の特性に応じた機能の集積と豊かなオープンスペースの創出・連続化が効果的に図られるよう、緩和型土地利用計画制度をはじめとした各種制度を効果的に運用するとともに、必要に応じて都市基盤の整備を図る。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既成市街地内に点在する住工混在地区については、地区特性に応じ、居住機能への純化、又は居住機能と商業業務機能、軽工業機能等との複合化が図られるよう、土地利用計画制度を運用し、必要に応じて基盤整備を実施する。

このうち、都心周辺部の東方面においては、大規模な工場をはじめ工業系の土地利用の分布がみられるが、近年、個別的な土地利用転換の動向も高まりつつあることから、都心に近接する地理的条件を生かした魅力ある市街地への再構築を進める。

石狩湾新港地域に配置する工業地については、食品関連産業やリサイクル関連産業の集積、エネルギー関連施設などの立地が進んでおり、同港の港湾計画等に基づき、これらの工業・流通機能と企業立地のインセンティブを高める利便施設、研究移設、情報機能が調和した、複合的な土地利用を図る。

幹線道路の沿道については、道路機能や地区の特性に応じて、用途の転換・複合化に対応する。

なお、大規模跡地などで、土地利用の転換が図られる地区については、地区計画制度などの活用により、無秩序な開発による環境の悪化を防ぎ、計画的かつ一体的な土地利用を図る。

また、今日的な土地利用需要の変化を背景として長期的遊休地を抱える地区においては、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が図られるための対応を検討する。特に住居専用地域にある遊休地については、土地利用の基本枠組みを踏まえつつ、用途の転換又は複合化により、周辺住民のニーズを踏まえた生活利便性の向上などの対応を検討する。

さらに、個別更新により用途の混在が進行しつつある地区については、段階的な土地利用転換を適切に誘導するための対応を検討する。特に建替更新時期を迎える高度利用住宅地や開発時期の古い郊外住宅地については、時代の変化に対応した再構築を図るため、土地利用計画制度等の運用により、用途の転換や複合化の誘導について検討する。

③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

郊外住宅地においては、居住者の高齢化や人口減少、住宅老朽化等の状況もみられることから、今後とも良好な居住環境の維持に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した建替え更新が可能となるよう、必要な対応についても検討する。

既成市街地において、活発な建替え更新の動向が見られる地区や、将来的な更新期に備え居住環境の維持改善が望まれる地区については、住民意向や地区特性に応じて地区計画等の土地利用計画制度活用を検討し、質の高い居住環境の形成を支える。

主として高度利用住宅地内に分布する老朽木造建築物の密集地区、道路等の公共施設整備不良地区等については、防災性や安全性を兼ね備えた居住環境へと改善すべく、耐火性の高い建築物への建替えや必要な基盤整備、オープンスペースの確保などを一体的に誘導する。特に、菊水上町地区については、災害時の延焼防止と避難機能の確保の必要性が高いことから、防災街区の形成に向けた積極的な整備・誘導を進める。

④ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

開発済み団地内などにまとまりをもって残存する緑地や防風林、野生生物の生育・移動空間ともなる水辺空間等については、市街地の快適性を高める貴重な空間として、土地所有者の理解を得ながら適切な保全に努める。

また、南西部の里山に接する市街地など核となる風致周辺の市街地においては、風致の維持に向けた誘導策の充実を、地区特性や土地利用現況を踏まえながら進める。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第10条第3項の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

札幌市の西部から南部にかけての山地・丘陵地帯のうち、がけ崩れや土石流のおそれのある区域や、札幌市の北部から北東部にかけての低平地のうち軟弱地盤地帯や浸水のおそれのある区域については、災害防止の観点から市街化を抑制する。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域西部の藻岩山・円山・手稲山の自然林、東部の野幌原始林、南の里の樹林地、北部の紅葉山砂丘の樹林地、石狩海浜及び石狩川下流部の植物群落など、豊かな自然環境を有する山林原野、丘陵台地、河川敷地、湿地帯等については、今後とも保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

石狩湾新港地区については、公有水面埋立事業が実施されており、同港の港湾計画に基づき適切な土地利用の誘導に努める。

区域区分設定以前より存在する住宅市街地のうち、住宅立地の状況や地区住民の意向などから住環境の維持増進が必要な区域については、地区計画制度の適用等について検討を進める。

また、周囲が市街化区域で囲まれている市街化調整区域のうち、都市基盤整備上支障がなく、周辺市街地と調和し、健全で一体的かつ効率的な市街化を図るべき区域については、都市的土地利用が図られるよう地区計画制度を適用する。

江別市のインターチェンジ周辺においては、特定流通業務施設の立地など、交通利便性の高さを活かし、地域の産業振興に寄与する都市的土地利用の可能性について、周辺環境の保全・調和などの観点を踏まえた上で検討を進める。

市街化調整区域における自然環境の活用を通じた魅力ある場の創出と自然環境の積極的な保全の観点、更には既存の施設を有効に利用する観点から、スポーツ・レクリエーション、都市型リゾート、芸術文化、全天候型多目的施設などとして利用している空間については、今後とも地区特性に応じた活用を図る。

農業の維持や発展を支えとともに都市住民への農業体験や交流の機会を提供する観点から、農業関連施設の計画的な誘導を図るなどの検討を進める。

このほか、市街化調整区域における都市的土地利用については、生活利便機能など本来市街地内において提供されるべき機能の立地を抑制する一方で、市街化区域内に立地することがなじまない機能や市街化調整区域の特質を活かす機能の立地については、農林漁業との調整を図りつつ、開発許可制度等を適切に運用し、対応する。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、北海道の中央部の広大な石狩平野に位置し、北海道の中核管理機能の集積地である道都札幌市を核とした、多量の発生集中交通が生じている。

本区域の交通体系のうち道路については、広域交通に対応して、北海道縦貫自動車道及び北海道横断自動車道が本区域内を通過し、道内他区域と連絡するとともに、国道5号、12号、36号など主要幹線道路が本区域の中心から放射状にのびて、道内主要都市あるいは周辺都市と連絡しており、これらが道路網の骨格を構成している。

一方、域内交通については、本区域の中心部に発生集中する交通に対応し、かつ札幌市と本区域内の各都市との連絡を円滑にするための放射型道路とこれを受ける環状道路、さらに、本区域内を通過する交通に対応するバイパス道路を骨格として幹線道路網が構成されており、これを補完する補助幹線道路とともに本区域の道路網を形成している。

鉄道は、JR函館本線、千歳線及び札幌線各線が、それぞれ道内に放射状にのびており、広域交通網を形成するとともに、都市交通網としての機能を担っている。

港湾・空港としては、本州各地との海運輸送の拠点として整備が進められている石狩湾新港と、道内の航空路線網の拠点である丘珠空港を擁している。

なお、本区域に隣接して位置する新千歳空港は、全国航空路線網の拠点として、また、札幌圏の国際化及び経済活性化に資する空港として本区域における航空輸送を担っている。

また、本区域の中央部では、ラッシュ時の通勤・通学などの大量の交通需要からなる都市交通に対応して、地下鉄及びJRを基幹とし、バスがこれに連携する

公共交通機関網を形成している。

これまで本区域では、急激な人口増加とそれに伴う都市化の進展に合わせて、計画的な市街地整備とこれに対応する交通基盤整備を積極的に展開してきた。その結果、交通基盤の骨格構造は、これからの都市活動を支える上で、大幅な拡充は要しない水準に達している。

しかし一方で、都心部に発着する交通量については、近年、増減なく推移してきているが、周辺関連の交通、特に札幌以外の都市間あるいは札幌市内地域間を結ぶ自動車交通については増加傾向にあり、冬期間における道路交通機能の向上や局所的・一時的な交通渋滞の緩和による定時性の確保など、取り組むべき課題も多い状況にある。

これからは魅力的で活力ある都市へ向けて持続的な発展を目指し、これらの課題に対応することをはじめ、経済活動の活性化や環境への負荷の低減、歩行者・自転車にとって魅力的で利用しやすい空間の確保、拠点の育成・整備などを主要な観点として、交通体系を構築していくことが求められる。

さらに、国内諸地域や海外との交流を活発化するとともに、北海道の中核都市としての役割を果たしていくためには、広域的な交通にかかわる高い利便性が不可欠であり、代替的な交通手段の提供や定時性の確保を図ることの重要性はますます高まるものと予想される。また、北海道新幹線の札幌市まで延伸が計画されている。

このため、交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方に加え、情報通信技術の活用による施設利用の効率化など、既存の交通施設を有効利用する考え方をもって、交通施設整備を検討する。

このような状況を踏まえて、本区域の交通体系は、以下の基本方針のもとに整備を進める。

ア 広域交通について

国内外へと広がる人や物の交流を支えるため、空港、港湾及びそれらへのアクセス並びに鉄道、高速自動車道路、主要幹線道路などの広域交通機能の確保に努めるとともに、広域交通と都市内交通との確実な連携を図る。

イ 都市内交通について

土地利用計画との整合のもとで、環境保全に配慮しつつ、道路網と大量公共交通機関を有機的に結ぶ総合的な交通体系を確立し、本区域内の円滑な都市交通機能の確保に努める。

ウ 公共交通について

公共交通ネットワークについては、今後も軌道系交通機関を基軸として後背圏からのバスネットワークが各駅に接続する構成とすることを基本とする。

また、多中心核都市構造を実現していくために各拠点へのアクセス機能の向上を図るなど、都市づくりの目標の実現に向けた取り組みを進める。

エ 道路ネットワークについて

道路ネットワークは、札幌都市圏の均衡ある発展を支えるため、周辺都市や本区域内の各地域の拠点へ容易に到達できる、拠点相互が確実に連結するネットワークの確立を目指し、札幌都市圏の都市相互を結ぶ連携道路、都心への流入を抑制しながら地域間の交通の円滑化を図る環状道路・バイパス道路、都心部と地域拠点や周辺都市を結ぶ放射道路による主要幹線道路網を強化する。

オ 交通結節点について

軌道系交通機関の駅においては、乗継施設等の整備などにより、異なる交通モード相互の有機的な連携を図る。

また、地域中心核など主要な地域においては、それぞれの特性に応じた交通体系の構築に向け、地域のまちづくりの動向と十分に連携しつつ、交通体系のあり方を、市民・企業・行政などの共通認識を得ながら見出していく必要がある。

カ 歩行者・自転車について

魅力と活力の向上にむけて積極的な再構築がのぞまれる都心については、交通の面からもまちづくりを支えていくため、歩行者や環境を重視し、さまざまな人々が都心の魅力を享受できる交通体系を検討していく。

また、地域特性に応じた交通機能の向上を図るため、安全で快適な歩行者・自転車空間の確保や自転車駐車場の整備などの取り組みを進める。

キ バリアフリー及び高齢者への配慮について

高齢者を含め全ての歩行者の安全で快適な通行を確保するために、都心部や主要な駅及びその周辺において、バリアフリー化の推進を図る。

ク 既存施設のマネジメントについて

さまざまな人が安心して移動できる交通環境の実現のためにも、将来に向けて公共交通を安定的に維持していく必要があることから、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や乗継機能の強化、利便性の向上など、公共交通の質的充実に取り組むとともに、交通の分散化や交差点改良、道路空間の再配分など既存の道路をより有効に活用することを通じて、自動車交通の円滑化を図る。

ケ 環境に対する配慮について

大規模な都市施設について、都市計画決定の手続きとあわせて環境影響評価を行うなどにより、環境に対する配慮を十分図るとともに、渋滞緩和や走行速度の向上及び公共交通利用促進を推進する。

コ 防災について

災害時の円滑な避難、災害後の復旧などの観点も踏まえた交通施設の整備・拡充を図る。

b 整備水準の目標

交通体系の整備については、広域的かつ長期的視点に立つて行うものとし、道路及び都市高速鉄道については、当面、次のような目標をもって整備を進める。

- ・道路網については、広域交通に対応する骨格道路網の整備をおおむね完了することを目標とするとともに、都市内の幹線街路網は、バス走行環境の強化充実などを目標として整備する。
- ・長期的には、道路交通体系の総合的・体系的な整備を進め、生活の基礎となる幹線街路網の延長密度として、おおむね3.0km/km²を目標として整備を図る。
- ・都市高速鉄道（地下鉄・JR）については、その利便性の向上を図るなど、都市内の骨格路線としての活用・充実を図る。
- ・JRについては、その安全性や自動車交通の円滑化の向上などを勘案し、必要に応じて立体交差化を図る。
- ・道路網と大量公共輸送網とを有機的に結ぶため、主要交通結節点に駅前広場、バスターミナル機能、パークアンドライド駐車場などの確保を図る。
- ・安全で快適な歩行者、自転車の利用空間の確保や充実を図る。

年次	平成17年（基準年）	平成32年（目標年）
幹線街路網密度	2.95 km/km ²	3.03 km/km ²
都市高速鉄道	65.1 km	69.6 km

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

札幌市を中心とする本区域の自動車交通量は、都心と郊外、札幌市と他都市との間が圧倒的に多いものの、近年は、地域の拠点や周辺都市の発展に伴い、札幌

市以外の都市間あるいは市内地域間を結ぶ交通も増加しており、今後その傾向は強まるものと予測される。

道路ネットワークは、多中心核都市構造の形成や札幌都市圏の均衡ある発展を支える必要があることから、都心への不必要な自動車流入を極力抑制するとともに、周辺都市や市内の各地域の拠点へ容易に到達でき、それらの拠点相互が有機的に連結するように構成する。

主要幹線道路網は、高速自動車道路網との整合性を図りながら、札幌都市圏の都市相互を結ぶための連携道路として3・1・500 道央新道（道央圏連携道路、国道337号）、3・1・61 追分通、3・1・116 茨戸・福移通、3・3・616 屯田・茨戸通（札幌圏連携道路、道道札幌北広島環状線）を配置し、都心への流入を抑制しながら地域間の交通の円滑化を図るための環状道路として3・2・10 環状通、バイパス道路として3・1・47 札幌新道（国道5号、国道274号）を配置する。

さらに、都心部と地域拠点や周辺都市とを結ぶ放射道路として3・3・22 北1条・宮の沢通、3・3・5 北5条・手稲通（国道5号）、3・2・49 新川通、3・1・1 創成川通（国道5号、国道231号）、3・1・68 伏古・拓北通、3・3・23 北1条・雁来通（国道12号、国道275号）、3・3・73 厚別通、3・3・303 3番通、3・3・12 札幌・江別通（国道12号）、3・2・39 南郷通、3・3・100 厚別・滝野公園通、3・4・38 平和通（国道274号）、3・3・36 月寒通（国道36号）、3・2・75 羊ヶ丘通、3・3・11 石山通、3・4・97 定山溪通（国道230号）を配置する。

幹線道路は、主要幹線道路を補完し、地域相互の連絡を確保するために配置する。さらに、生活幹線道路として地域の交通状況などを踏まえ、補助幹線道路を整備する。これらは、市街地の開発状況や地域の交通混雑状況などを勘案し、その整備を進めるとともに、必要に応じて見直しを行う。

また、道内と本区域の有機的な連携に向け、インターチェンジの改良やその周辺道路の整備などによる高速自動車道路網と一般道路との結節性の向上を図る。

b 都市高速鉄道

地下鉄については、大通駅を中心として放射状に南北・東西・東豊の3路線を配置しており、今後は、将来の交通需要への対応、冬期間においても安定した交通機能の確保、さまざまな拠点の育成・整備、他の交通機関との連絡性の向上などの観点から、その充実や機能向上について検討する。

JRについては、札幌駅を中心として函館本線、千歳線、札幌線の3線が配置され、都市圏内の輸送を担っており、今後は、輸送力の強化や駅関連施設の整備・改善を促進するとともに、立体化により市街地の分断解消や自動車交通の円滑化を図るなど、周辺の市街地との一体的な再整備を促進する。

c 歩行者・自転車利用空間ネットワーク

札幌市の都心部では、札幌駅前通地下歩道、大通地下歩道、西2丁目・3丁目地下歩道、及び、札幌駅前広場1～7号地下歩道、札幌駅北口1・2号地下歩道が配置されており、都心のまちづくりの一環としても、四季を通じた安全で快適な歩行空間確保による魅力と活力の向上を目指し、(仮称)札幌駅前通公共地下歩道の整備など、道路と沿道建築物を含めた地下歩行空間のネットワーク充実を図る。

また、地域特性に応じた交通機能やスポーツ・レクリエーション機能の向上を目指し、安全で快適な歩行者、自転車利用空間の整備を図る。

d 駐車場

道路の安全性の確保と効率的な活用及び業務活動に伴う自動車交通の円滑化を目的として、都心部については、北1条駐車場、大通地下駐車場、札幌駅北口地下駐車場が配置されており、今後は、都心部の将来像等に基づき、見直しなどを

含め、適宜駐車場の取り組みを進める。

一方、自転車駐車場については、大谷地自転車駐車場、北 34 条自転車駐車場、手稲北口自転車駐車場、手稲駅北口駅前広場自転車駐車場、北 5 条西 5 丁目自転車駐車場が配置されており、今後も、自転車駐車場の整備を図る。

また、郊外部については、J R 駅・地下鉄駅付近に通勤目的などの自動車の駐車需要に対応するため、パークアンドライド駐車場の確保を図る。

e 乗継施設等

さまざまな交通機関により構成される公共交通ネットワークが十分な機能を発揮するためには、各交通機関が相互に連携し、容易に乗り継げることが不可欠である。

このため、地下鉄駅周辺では、宮の沢バスターミナル、大谷地バスターミナル、新札幌バスターミナル、福住バスターミナルなどの一般バスターミナルをはじめ、発寒南バス発着場や、その他多くの専用バスターミナルが配置されており、一方、J R においては、苗穂駅前広場、札幌駅前広場、札幌駅北口駅前広場、白石駅前広場、白石北口駅前広場、手稲駅前広場、手稲駅北口駅前広場、厚別駅前広場、森林公園駅東口駅前広場、森林公園駅西口駅前広場、星置駅前広場、星置南口駅前広場、あいの里公園駅前広場、あいの里教育大駅前広場、琴似駅前広場、桑園駅前広場、百合が原駅前広場、ほしみ駅前広場、ほしみ駅南口駅前広場、篠路駅東口駅前広場、篠路駅西口駅前広場、新琴似駅前広場、野幌駅北口駅前広場、野幌駅南口駅前広場、北広島駅東口駅前広場、北広島駅西口駅前広場が配置されている。

今後は、地下鉄、J R の駅では、必要に応じて交通広場、バスターミナルなどの整備やバリアフリー化を推進するとともに、パークアンドライド駐車場や駐輪場の効果的な整備・運用を図る。

また、乗継施設以外での自転車利用に対しても、適切な駐輪対策のあり方について検討を進める。

f 空港、港湾

国内外の航空ネットワーク充実のため、国や北海道、周辺市町村などと連携し、新千歳空港の国内航空網の基幹空港としての機能充実と国際拠点空港化を促進する。

道内航空ネットワークの充実のため、国や北海道などと連携し、周辺の生活環境に配慮しながら、丘珠空港の道内航空網の拠点空港としての機能向上を促進する。さらに、その機能が十分に発揮できるよう、緩衝緑地の整備などにより周辺の環境整備を進め、地域との共存を図る。

石狩湾新港については、日本海沿岸地域や北方圏諸国等と結ぶ物流拠点港として、また、その後背地域である札幌都市圏等の物流の効率化や災害時の防災活動のための拠点として、機能向上を促進する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりである。

a 道路

ア 札幌市

- ・ 3・1・500 道央新道（国道 337 号）
- ・ 札幌圏連携道路（道道札幌北広島環状線）
- ・ 3・1・47 札幌新道（国道 5 号、国道 274 号）
- ・ 3・1・1 創成川通（国道 5 号）
- ・ 3・3・3 北 3 条通
- ・ 3・3・5 北 5 条・手稲通

- ・ 3・3・6 西 5 丁目・樽川通
- ・ 3・4・8 北 8 条通
- ・ 3・2・10 環状通（道道札幌環状線）
- ・ 3・3・11 石山通（国道 230 号）
- ・ 3・3・12 札幌・江別通（国道 12 号）
- ・ 3・3・23 北 1 条・雁来通（国道 12 号、国道 275 号）
- ・ 3・4・54 宮の森・北 24 条通（道道札幌環状線）
- ・ 3・4・57 手稲左股通（道道西野真駒内清田線）
- ・ 3・4・97 定山溪通（国道 230 号）

イ 江別市

- ・ 札幌圏連携道路（道道札幌北広島環状線）
- ・ 3・3・304 南大通（道道札幌北広島環状線）
- ・ 3・4・325 中原通（道道札幌北広島環状線）
- ・ 3・2・330 8 丁目通（道道野幌停車場線）
- ・ 3・3・304 南大通（道道江別長沼線）
- ・ 3・3・307 白樺通（道道野幌総合運動公園線）
- ・ 3・4・352 大麻インター線（道道大麻東雁来線）
- ・ 3・3・304 南大通

ウ 北広島市

- ・ 3・1・226 羊ヶ丘通（道道仁別大曲線）

エ 石狩市

- ・ 3・3・421 本町中央通（道道小樽石狩線）
- ・ 3・1・501 小樽・石狩通（道道小樽石狩線）

b 都市高速鉄道

ア 江別市

- ・ J R 函館本線の高架化（野幌駅付近）

c 歩行者・自転車利用空間ネットワーク

ア 札幌市

- ・（仮称）札幌駅前通公共地下歩道

イ 北広島市

- ・ 道道札幌恵庭自転車道線

d 駐車場

ア 札幌市

- ・ 自転車駐車場

e 乗継施設等

ア 札幌市

- ・ J R 白石駅前広場
- ・ J R 白石北口駅前広場

イ 江別市

- ・ J R 野幌駅北口駅前広場
- ・ J R 野幌駅南口駅前広場

f 空港、港湾

- ・ 石狩湾新港

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、都市化の進展に伴い、河川流域の保水遊水機能の低下による雨水流出量の増加や雨水排水施設整備の遅れが一部で見られることから、北東部の低地帯において中小河川の氾濫や浸水、南西部山地帯及び南部丘陵地帯の急流河川において土石流などの災害の危険性を有している。

また、本区域の下水道は広く普及し、生活環境の向上、都市の浸水防除及び河川の水質改善に大きく寄与してきたが、今後はこれらに加え、持続可能な循環型社会の構築など新たな役割が求められている。

このような状況を踏まえ、下水道と河川が連携しつつ、以下の基本方針のもと、効果的、効率的に整備を進める。

ア 下水道

- ・都市機能の集積や、近年多発する局地的な集中豪雨を踏まえ、都市を浸水から守るための下水道施設の整備を進める。
- ・水環境を保全するため、雨天時に未処理下水が放流される合流式下水道の改善対策（以下、「合流改善対策」という）を推進する。
- ・下水道が持つ水や資源・エネルギーの有効活用を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指す。
- ・老朽化した施設の機能を適正に維持・向上させるため、予防保全的な管理により施設の長寿命化を図りながら、計画的な改築を行う。
- ・地震時においても最低限有すべき機能の確保を図るため、重要な施設の耐震化を進める。
- ・合併処理浄化槽等との役割分担のもと、汚水処理施設の未普及地域を早期に解消し、更なる生活環境の向上及び水質改善を行う。

イ 河川

- ・災害に強く安全な川づくりを推進するため、都市化の進展や土地の高度利用に伴う雨水流出増に対応して、河川整備や流域対策など総合的な治水対策による治水安全度の向上を図る。
- ・人と自然にやさしい川づくりを促進するため、親水性や自然環境に配慮した水辺空間の形成や、良好な水環境の形成を図る。
- ・市民との協働による川づくりを促進するため、市民の河川への愛護意識の醸成を図る。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は平成 17 年度末で 99.1%の高普及率を達成しているが、下水道の整備については、長期的な視点に立つて行うものとし、当面、以下の目標により整備を進める。

- ・地区の状況を踏まえ、浸水に対する必要な安全性の確保を図る。
- ・河川への汚濁負荷を削減するため、下水道法施行令で定められた期間までの改善を目標として、合流改善対策を進める。
- ・雪処理施設などを整備し、資源・エネルギーの有効活用を促進する。
- ・改築にあわせて、省エネルギー設備の導入を図る。
- ・地震時においても、基本的な水処理機能及び防災上重要な地区の排水機能の確保を図る。
- ・汚水処理について、合併処理浄化槽等と地域特性に応じて分担しつつ、下水道による処理が効果的、効率的な地域について整備を行う。

イ 河川

- ・重要度に応じた治水安全度の確保を図るとともに、自然環境に配慮した整備を行う。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

札幌市及び石狩市の一部を排水区域とする札幌石狩公共下水道については、札幌市の麻生町、あいの里、伏古、菊水元町、東米里、厚別町山本、定山溪温泉東、八軒、手稲山口、石狩市の花川東、八幡に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を適切に確保する。

小樽市の一部及び石狩市の一部を排水区域とする石狩湾新港地域公共下水道については、石狩市の新港中央に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を適切に確保する。

江別市を排水区域とする江別公共下水道については、江別市の工業町に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を適切に確保する。

北広島市を排水区域とする北広島市公共下水道については、北広島市の富ヶ岡に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

・北部地区

札幌市北部及び石狩市からなる当地区は、1級河川石狩川を合流先河川とする茨戸川・豊平川、その支川である伏籠川・創成川・発寒川・雁来新川などで水系が構成されている。

当地区は市街化が著しく進展しているが、低平地であり、下流域の農地などでは過去からたびたび洪水被害を受けている。このためこの地区では河川整備を促進するとともに、遊水地整備や流域対策を行う「伏籠川流域総合治水対策」を北海道開発局、北海道、札幌市、石狩市において促進する。

・東部地区

札幌市東部、江別市及び北広島市からなる当地区は、1級河川石狩川を合流先河川とする豊平川・篠津川・千歳川・夕張川、その支川である厚別川・月寒川・輪厚川・島松川・幌向川・裏の沢川・音江別川・柏木川・ルルマップ川・早苗別川などで水系が構成されている。

当地区は北部地区と同様に市街化が進展しており、低平地では、過去からたびたび洪水被害を受けている。このためこの地区では、市街地整備との整合を図りながら河川整備の促進を図るとともに、流域の地域特性、土地利用状況、洪水被害の実態を踏まえて、地域に適合した流域対策に努める。

・南部地区

当地区は1級河川石狩川を合流先河川とする豊平川、その支川である精進川・真駒内川・藤野沢川などで水系が構成されている。

札幌市南部の発展に伴い急速に宅地開発が行われた中で、丘陵地である当地区では、過去集中豪雨により記録的な土砂災害が発生し、多大な被害を受けている。このため河川整備とともに、砂防事業についても促進する。

・西部地区

札幌市西部及び小樽市の一部からなる当地区は、2級河川新川を合流先河川とする琴似川・琴似発寒川・中の川・手稲土功川・濁川、その支川である界川・左股川・西野川・稲積川・東濁川などで水系が構成されているほか、2級河川星置川、その支川であるキライチ川で水系が構成されている。また、手稲山とこれに連なる峰々に源を発する地区内の河川は、その後市街化の進む低平地を流下し、2級河川である新川に流入している。

当地区においては、河川整備や内水対策としての排水機場の整備を進めると

ともに、手稲山などからの土砂対策として砂防事業を促進する。

③ 主要な施設の整備目標

a 下水道

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりである。

- ・ 雨水流出量の増加に対応して、下水管路の整備及び東雁来雨水ポンプ場の新設を行う。
- ・ 石狩市においては、八幡地区、花川南地区、樽川地区の幹線管渠などの整備を行う。
- ・ 河川への汚濁負荷削減のために豊平川雨水貯留管を新設するとともに、投雪施設も整備することにより、冬期間は雪処理施設としても活用する。
- ・ 地震時の機能確保のため、施設の耐震化や管路の二条化等の整備を行う。
- ・ 汚泥処理の集中化を進めるため、西部スラッジセンターの脱水施設の増設及び汚泥圧送施設の整備を行う。
- ・ 江別市公共下水道については、市街化区域内の浸水対策としての雨水幹線管渠の整備、下水道施設の機能を維持するための処理場・ポンプ場の増改築・更新及び水質保全対策としての合流式下水道の改善などの整備を行う。
- ・ 北広島市公共下水道については、幹線管渠の整備及び面整備、北広島下水処理センターの増設、改築、更新などを行う。

b 河川

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりである。

- ・ 北部地区
伏籠川流域総合治水対策区域においては、流域整備計画に基づき雁来川などの整備を行うほか、流域対策を行う。
豊平川については、河川周辺の土地利用と整合を図り堤防整備を行う。
また、茨戸川の水質浄化対策を行う。
- ・ 東部地区
石狩川・豊平川・夕張川などの整備を行うとともに、幌向川については、緊急的な治水対策を実施する。
望月寒川については流域対策を行う。
千歳川流域においては、千歳川・輪厚川・島松川・裏の沢川などの整備を行うとともに、内水対策、流域対策について、地域で協議を行い必要な対策を進めていく。
- ・ 南部地区
真駒内川などの整備をするほか、南の沢川などの河川で砂防施設整備を行う。
- ・ 西部地区
琴似川・西野川などの整備をするほか、内水対策を拡充するとともに、左股川などの河川で砂防施設整備を行う。

(3) その他の都市施設

① 基本方針

a 廃棄物処理施設の整備の方針

本区域においては、環境低負荷型社会の構築と資源循環型都市の実現を基本目標に、ごみ処理に伴う環境負荷をできる限り少なくするとの基本方針のもとで、これを支えるごみ処理体制の確立に向けた取り組みを進めている。

今後もこの取り組みの一層の推進に努めるとともに、長期的視点に立って必要な処理施設の確保を図る。

b 整備水準の目標

札幌市においては、札幌市一般廃棄物処理基本計画（スリムシティさっぽろ計画）に基づき、市民・事業者・行政のそれぞれの主体者が役割と責務を果たし、協働してごみの減量・リサイクルの取り組みを促進することとしている。この取り組みにより、焼却処理や埋立処理しなければならない「廃棄ごみ」の平成 29 年度における処理量は、平成 16 年度実績の 30%減となる 57 万 7 千 t を見込んでいる。

江別市においては、江別市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、それぞれに課せられた役割と責任を果たすとともに、相互に連携、協力を進めていくこととしている。本市の家庭系ごみにおける市民 1 人 1 日当たりの排出量は、平成 16 年 10 月からの有料化を契機に大きく減少したが、今後も引き続きごみの排出抑制やリサイクルによるごみ減量施策を検討していく。

北広島市においては、北広島市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、それぞれに課せられた役割と責任を果たすとともに、市民・事業者が行政と共に考え行動するごみ処理を行い、ごみの排出抑制・資源化の促進を図ることとしている。本市の家庭系ごみにおける市民 1 人 1 日当たりの排出量は、平成 20 年 10 月からの有料化を契機に減少したが、今後減量効果を持続させるため、市民にごみの減量やリサイクル等に関する情報発信を積極的に実施し、家庭ごみの排出抑制を図っていく。

石狩市においては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正処理、ごみの発生・排出の抑制、ごみ分別の徹底及び意識の向上、住民参加による廃棄物循環型体系基盤の充実、事業系廃棄物の発生及び排出抑制とリサイクルの推進を基本方針とする。本市の家庭系ごみにおける市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量は平成 18 年 10 月からの有料化を契機に大きく減少したが、今後も引き続きごみの排出抑制やリサイクルによるごみ減量施策を検討していく。

② 主要な施設の配置の方針

一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」並びに各市の一般廃棄物処理基本計画に基づくとともに、土地利用計画・交通体系及び収集運搬の効率等を総合的に考慮して、ごみ処理施設・リサイクル施設等を適正に配置する。

産業廃棄物については排出者処理責任の原則に基づき、民間処理体制へ移行していくこととし、産業廃棄物処理施設の配置については、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適正な配置となるよう誘導を図る。

札幌市においては、札幌市リサイクル団地を配置し、産業廃棄物処理の補完的な役割として適正処理を推進する。

北広島市においては、区域内から発生する廃棄物の適正処理を行うため、ごみ処理施設の計画的な整備・拡充が必要であり、埋立施設の整備を行うほか、可燃ごみの処理等については、広域的な視点に立った新たなごみ処理方式の検討を行っていく。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、これまでも計画的な市街地整備の推進に努めてきたが、既成市街地内の老朽密集市街地など、引き続き計画的な整備を誘導すべき地区が残存している。

そのため、今後はこれら課題地区の解消に引き続き努めるとともに、既成市街地の再整備によって本区域の魅力と活力の向上とを図る観点から、以下の地区において市街地開発事業の導入を検討する。

市名	地区名	整備の目的
札幌市	都心中核地区 都心東部地区 苗穂地区 厚別副都心地区 麻生・新琴似地区 手稲地区 宮の沢地区 琴似地区 北24条地区 篠路地区 白石地区	<ul style="list-style-type: none"> 健全な高度利用の促進 都市基盤施設整備
	豊平地区 東園地区 菊水上町地区 J R 白石駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 居住環境の整備 都市基盤施設整備
	東雁来第2地区	<ul style="list-style-type: none"> 都市基盤施設整備 宅地供給 スプロールの防止
江別市	野幌駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 都市基盤施設整備 駅周辺の拠点づくり

(2) 市街地整備の目標

以下の市街地開発事業について、おおむね10年以内の実施を予定する。

市名	事業の種別	地区名
札幌市	市街地再開発事業	都心地区 苗穂中央地区 手稲駅前地区 J R 琴似駅地区 豊平橋南地区 豊平中央地区 菊水上町地区
	土地区画整理事業	東雁来第2地区
江別市	土地区画整理事業	野幌駅周辺地区

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、石狩平野の南西、石狩川の最下流域に位置し、石狩川の支流豊平川の扇状地及びその下流の平野部に市街地の発達をみせている札幌市を中心に、隣接する丘陵部の北広島市、その下流部の江別市、石狩市及び小樽市の一部により構成されている。

本区域は、支笏洞爺国立公園に連なる手稲山系と、野幌森林公園に連なる丘陵地から扇状地、平野及び海浜へと標高1,100mから0mまで極めて変化に富む地形と、広大な面積を有している。植生は温帯北部のミズナラ・ブナクラス域に属し、その

特色をよく保存している藻岩山及び円山原始林を含む山岳地の森林、野幌原始林に連なる丘陵地の森林、石狩川下流部の植物群落、砂丘林、海岸林など市街地周辺の大規模な緑地によって良好な都市環境が形成されている。

しかし、これまでの本区域への人口及び産業の集中並びに市街化の進展により、市街地周辺及び市街地内の緑は減少を続け、郊外に比べ既成市街地の緑が少ないなどの地域格差も見られ、うるおいのある都市環境の形成を難しくしつつある。

そこで、札幌市、小樽市、江別市、北広島市及び石狩市が掲げるまちづくりの基本理念に基づき、自然、文化及び伝統を後世に伝え、北国の風土に根ざした、美しいうるおいのある都市環境を築くために、「生活環境の保全」、「レクリエーションの場の確保」、「安全性の向上」、「都市景観の構成」の観点から公園緑地などを系統的に配置し、整備保全に努める。

② 緑地の確保目標水準

緑地確保目標量 (平成 32 年)	将来市街地に 対する割合	都市計画区域 に対する割合
将来市街地内 6,899 ha 都市計画区域内 19,189 ha	約 20 %	約 20 %

③ 都市計画区域内人口 1 人当たりの公園等の面積

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域内人口 1 人当たりの目標水準	12.3 m ² /人	25.6 m ² /人

(2) 主要な緑地の配置の方針

① 環境保全システムの配置方針

本区域の自然環境の骨格をなす石狩川、豊平川、厚別川などの河川と市街地に接する山岳丘陵地の森林の環境保全を図る。

市街地に近接して豊富な植物相を有し本区域の自然植生を現在に伝える藻岩山、円山、野幌の原始林、南の里、紅葉山砂丘、石狩川下流部、石狩海浜などの樹林地や植物群落、市街地内の旧河川沿いのハルニレ林など貴重な緑地の保全を図る。

地域の歴史的遺産としての社寺林や耕地防風林、河岸段丘や山麓、沢地等旧地形を保存する樹林地の保全を図る。

② レクリエーションシステムの配置方針

住民の身近なレクリエーションの場を提供するため地域社会の段階構成に応じて街区公園、近隣公園及び地区公園を適正に配置する。

総合公園としては、札幌市に中島公園の他 14 公園、江別市に東野幌総合公園、北広島市、石狩市にそれぞれ 1 公園を配置する。また、運動公園としては、札幌市に屯田西公園の他 5 公園、江別市に飛鳥山公園、石狩市に青葉公園、北広島市にきたひろしま総合運動公園を配置する。

特殊公園は、すぐれた自然資源や史跡を有する適地等環境の特性に配慮して配置する。

広域公園として、札幌市に滝野すずらん丘陵公園、真駒内公園、江別市に野幌総合運動公園を配置する。

石狩川、豊平川をはじめとする河川敷地内にレクリエーションの場を配置する。

③ 防災システムの配置方針

がけ崩れ、地すべりなどを未然に防止するため、市街地に接する南西部の山岳地帯の急傾斜地及び月寒台地南部などの流出しやすい地質上の樹林地の保全を図る。また、市街地内の急崖地上の樹林地の保全を図る。

災害時に安全な避難の場を確保するため避難場所として活用しうる公園の配置を図るとともに、迅速な避難行動をとりうるよう避難路として活用できる河川緑地及び緑道の配置を図る。

石狩湾新港地域、工業団地及び高速道路の周辺には緩衝帯としての緑地の配置を図る。

④ 景観構成システムの配置方針

市街地をとりまく山並みや丘陵地の森林地域は、住民が日常望見する自然景観であり、その保全を図る。

都市景観に方向性をあたえる河川の緑化を図るとともに、主要道路・鉄道からのランドマークとなる斜面林や沿道の樹林地の保全を図る。

緑の景観要素の不足する平野部に公園緑地の配置を図る。

⑤ その他

石狩平野の最下流域に位置する本区域における緑地形態は、日本海とこれに注ぐ石狩川下流部と市街地に面して山並みを形成する手稲山系から野幌森林公園にいたる丘陵地にかこまれて大きく環状の緑地帯をかたちづくっている。これら、骨格的緑地形態をいかし、市街地を取り巻く大規模な緑地帯の形成を図るとともに、市街地内に公園緑地を系統的に配置し、緑のネットワークの形成を図る。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標	
		平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
街区公園	住区単位に誘致距離、到達の安全性などを考慮し適正な配置を図る。	1.7 m ² /人	1.9 m ² /人
近隣公園	おおむね 1 住区に 1 箇所の整備を目標として配置する。	1.6 m ² /人	2.0 m ² /人
地区公園	おおむね 4 住区に 1 箇所の整備を目標として配置する。	0.8 m ² /人	1.3 m ² /人
総合公園	大規模な市民レクリエーションの場として、札幌市においては、おおむね 1 区に 1 総合公園を配置する。 江別市に東野幌総合公園、北広島市に緑葉公園、石狩市に石狩総合公園を配置する。	2.4 m ² /人	4.8 m ² /人
運動公園	大規模な市民レクリエーションの場として、札幌市においては、おおむね 1 区に 1 運動公園を配置する。 江別市に飛鳥山公園、北広島市にきたひろしま総合運動公園、石狩市に青葉公園を配置する。	0.4 m ² /人	1.2 m ² /人
特殊公園	すぐれた自然景勝や風致を有する地並びに特殊な目的に沿って適地に配置する。墓園については、札幌市に里塚霊園、北広島市に北広島霊園、石狩市に親船霊園を配置する。	0.9 m ² /人	1.5 m ² /人

広域公園	広域的な利用が図れるよう札幌市に滝野すずらん丘陵公園、真駒内公園、江別市に野幌総合運動公園を配置する。	1.6 m ² /人	2.5 m ² /人
その他の公園緑地等	豊平川や石狩川に河川緑地を配置するほか、市街地を取り巻く大規模な都市緑地を配置する。住宅地周辺においては、自然環境の保全や創出、街の中の景観向上や憩いの場として機能するよう都市緑地を配置する。緩衝緑地については、工業団地や空港周辺に緩衝的な役割を果たすものとして配置する。 緑道については、植樹帯と歩行者路を主体としながら生活環境の安全性及び快適性の確保を図るとともに災害時における避難路として機能するよう配置する。	2.9 m ² /人	10.3 m ² /人

② 特別緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

地区の種別	指定方針	指定目標	
		平成17年 (基準年)	平成32年 (目標年)
特別緑地保全地区	市街地に点在する社寺の森や屋敷林、旧地形、自然植生を残す傾斜地、周辺が宅地化されるなかにあつて住民に親しまれている平地林、市街地縁辺部の樹林地、風致地区や都市近郊林内の景観上の核となる良好な樹林地等環境保全機能の高い緑地等については、特別緑地保全地区に指定する。	約 48 ha	約 597 ha
風致地区	市街地の主要な景観軸となる河川、郷土的・牧歌的な景観や風致を有する市街地及び自然景観を決定する山並み一帯の緑地等については、風致地区に指定する。	約 3,597 ha	約 13,110 ha

(4) 主要な緑地の確保目標

① おおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等

総合公園としては、札幌市の厚別山本公園、江別市の東野幌総合公園を、運動公園としては、北広島市のきたひろしま総合運動公園を、地区公園としては、札幌市の東雁来公園の整備を図る。

特殊公園としては、北広島市の歴史公園の整備を図る。

その他、札幌市の創成川公園、豊平川緑地、茨戸川緑地、山口緑地、東部緑地及び丘珠空港緑地の整備を図る。

② おおむね10年以内に指定予定の主要な特別緑地保全地区等

特別緑地保全地区としては、市街地内に点在する地域のシンボルゾーンとしての樹林地、市街地縁辺部にある貴重な樹林地や、周辺の市街化の著しい中に残された

良好な樹林地の指定を図る。

風致地区としては、札幌市における景観の骨格をなす南西部の山並みや環状グリーンベルトを形成する上で重要な地域、市街地において樹林や水辺に富み、将来においてもその環境を維持することが望ましい地域、既存の風致地区の縁辺部で、「核となる風致資源」を有効に保全する上で重要な地域の指定を図る。